

新潟県障害者雇用促進プロジェクト助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟県内における障害者雇用の促進を図るため、障害者の特性や能力に応じた業務の創造、職業訓練及び職場定着等により、障害者の一般就労の促進と所得の向上に資する事業主の取組の準備に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等の事業主」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 別表1に掲げる事業主であって、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えないもの又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えないものをいう。
- (2) 別表1に掲げる事業主以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えないものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱において助成の対象とする者（以下「助成対象事業主」という。）は、障害者雇用促進に取り組もうとする者のうち、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 県内に本社があり、次のア又はイ、かつ、ウ及びエを満たす中小企業等の事業主

ア 新たに障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第6号に定めるものをいう。以下同じ。）を雇用することで、障害者雇用率（法第43条に定める雇用率をいう。）が向上し、かつ、当該雇用後の雇用障害者数が、助成金の交付申請を行う日の属する年度の前年度の6月1日から助成金の交付申請を行う日までの間の最も多い人数を上回ること。

イ 新たに障害者を雇用することで、障害者雇用率が向上し、かつ、当該雇用後の雇用障害者数が、当該雇用の属する年度の前年度の6月1日から当該雇用までの間の最も多い人数を上回った上で、当該雇用から6か月までの間における本助成金の交付申請を行う日において、当該雇用において雇用された障害者の雇用を維持していること。

ウ 次の各号に該当する障害者の一般就労の促進と所得の向上につながる事業を実施すること。

(ア) 業務の細分化や新規業務の開拓による障害者の特性や能力に応じた業務の創造

(イ) 職業訓練の実施等による障害者の能力向上及び職場定着

(ウ) 新たに雇用する障害者の特性に応じた労働環境への配慮

エ 県が行う障害者雇用の促進に向けた普及啓発の取組に積極的に協力すること。

(2) 次の各号のいずれかを満たす事業主

ア 法第27条第1項の規定により知事が指定した障害者就業・生活支援センターを運営する法人であり、かつ、県内で職場適応援助を行うため、訪問型職場適応援助者養成研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する研修又は厚生労働大臣が定める研修をいう。以下同じ。）を従業者に受講させること。

イ 県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労定着支援を指定障害者福祉サービスに該当するものとして行う事業主であり、かつ、県内で職場適応援助を行うため、訪問型職場適応援助者養成研修を従業者に受講させること。

ウ 助成金の交付申請を行う日の属する年度又はその前年度に、県内において当該助成対象事業主の支援を受けて就職（雇用契約期間が1か月未満であるものを除く。）した障害者の数及び障害者の職場実習を行った件数の合計が3（同一の者に係る就職及び職場実習については1と数えるものとする。）以上である事業主であり、かつ、県内で職場適応援助を行うため、訪問型職場適応援助者養成研修を従業者に受講させること。

エ 県内に本社がある中小企業等の事業主であり、かつ、職場適応援助を行うため、企業在籍型職場適応援助者養成研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する研修又は厚生労働大臣が定める研修をいう。）を従業者に受講させること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、次の各号に該当する場合に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第1号に該当する場合は、同号のウの準備に必要な経費であつて、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(2) 前条第2号に該当する場合は、同号のアからエまでのいずれかに必要な受講料及び旅費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 助成対象事業主が他の助成金等を受給する場合は、他の助成金等の対象となった金額を助成対象経費の総額から除外する。

(助成額)

第5条 交付する助成金の額は、次の各号に該当する場合に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 第3条第1号に該当する場合は、40万円を限度として、前条第1号に掲げる経費の10分の10以内の額とする。

(2) 第3条第2号アからエまでのいずれかに該当する場合は、10万円を限度として、前条第2号に掲げる経費の10分の10以内(受講料については、2分の1以内)の額とする。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、助成対象事業主は、第3条各号に定める事業開始前までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は別記様式第2号によるものとする。

2 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第7条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを

審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 助成対象事業主は、交付申請書の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第3号様式により、知事に事業変更(中止)承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の配分について、助成対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
- (2) 事業の内容について、事業計画の内容の変更をしようとする場合
- (3) 事業を中止、又は廃止する場合

(申請の取り下げ)

第9条 規則第7条の規定による期日は、助成金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告書)

第10条 助成対象事業主は、別記第4号様式による実績報告書を、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金の交付は、規則第13条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に行うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 助成対象事業主は、規則第4条に規定する交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させ

てはならない。

(帳簿等の保管)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を助成事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(助成事業の検査等)

第 14 条 知事は、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた者に報告を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(財産の管理)

第 15 条 この助成金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分制限)

第 16 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 5 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。